**弥富市自主防災組織補助金の手引き**

令和３年４月作成

弥富市総務部防災課

1. **自主防災組織補助金の概要**

弥富市では、自主防災組織結成の推進並びに地域防災力向上のため、自主防災組織が行う活動、防災資機材等の整備及び防災に関する研修について、補助を行います。

1. **自主防災組織補助金の種類**
2. **結成補助金**

|  |  |
| --- | --- |
| 交　付　基　準 | 補　助　額 |
| 自主防災組織の結成届出後１年以内に当該組織が防災訓練を実施した場合に１組織につき１回を限度として交付する。 | 70,000円＋(50円×世帯数)  （限度額100,000円） |

1. **活動補助金**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交　付　基　準 | 防災訓練参加人員数 | 補　助　額 |
| 結成補助金の交付を受けた自主防災組織に対して、次年度から防災訓練参加人員数に応じて１組織につき年度１回を限度として交付する。 | ～99人 | 10,000円 |
| 100人～199人 | 20,000円 |
| 200人～299人 | 30,000円 |
| 300人以上 | 40,000円 |

1. **防災資機材等の整備及び防災に関する研修に必要な経費に対する補助金**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 品　　目 | 補　助　額 |
| 防災倉庫（簡易収納庫） | 自主防災組織の備蓄、資機材倉庫 | 事業費の85％を補助する。ただし1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。  （限度額　500,000円）  ※備蓄食料等の消耗品類は補助対象としない。  ※講演等における講師は、大学及び分野の専門講師とするため、事前に防災課に相談すること。 |
| 初期消火資機材 | 可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックスその他初期消火活動に必要な資機材 |
| 救助用資機材 | 携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具その他救助活動に必要な資機材 |
| 救護用資機材 | ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、マスク、体温計、手袋、消毒液その他救護活動に必要な資機材 |
| 訓練用資機材 | 人命救助訓練用人形、訓練用消火器具その他訓練に必要な資機材 |
| 防災に関する研修 | 講演等における講師謝礼（手土産代を除く。） |

1. **自主防災組織補助金の申請手順**
2. **主な手続きの流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| **自主防災組織** | **弥富市** |
| 1. **補助金の交付申請**   **資機材購入の場合**   * **見積書の写し** * **交付申請書** * **事業計画書** * **収支予算書**   **提 出**  **＋**  ※事業実施の２週間前までに  申請をお願いします。    **通知（郵送）**  ※決定内容に変更がある場合は、  事業実施前に必ずご相談ください。  **≪訓練の実施、資機材の購入≫**  **※決定通知書を受けた後実施**  **３０日以内に報告**   1. **実績報告及び補助金の交付請求**  * **領収書の写し** * **写真** * **通帳の写し** * **実績報告書** * **収支精算書** * **交付請求書**   **提 出**  **＋**  **振 込** | **総務部　防災課へ**   1. **補助金の交付決定**  * **補助金交付決定通知書** * **実績報告書類一式**   **総務部　防災課へ**   1. **補助金の額の確定及び交付**   ※交付決定額と確定額が異なる場合、「額の確定通知書」を送付 |

* 補助金申請に係る様式については、弥富市ホームページの「暮らしの情報」→「防災」→「自主防災組織とは？」のページからダウンロードして頂けます。

1. **詳細**
2. **補助金の交付申請**

【提出書類】

・交付申請書（第２号様式）

　　・事業計画書（第３号様式）

・収支予算書（第４号様式）

《添付書類》

・資機材購入の場合　▽　見積書の写し

・防災に関する研修の場合　▽　研修内容・講師謝礼を明示した資料、講演者のプロフィール等

* 事業実施（訓練実施、資機材購入）の２週間前までに必ず申請してください。

※講演等における講師謝礼に対する補助については、事前に防災課への相談が必要ですので、１か月以上前にご相談ください。

1. **補助金の交付決定**

* 市は、交付申請書類の内容審査後、内容が適当であると認めるときは、決定通知書を発行し、次に提出していただく実績報告の書類一式と併せて自主防災会長宛てに送付します。
* 決定通知を受けた後に、金額等の変更が生じる場合は、必ずご相談ください。

1. **実績報告及び補助金の交付請求**

【提出書類】

・実績報告書（第７号様式）

・収支精算書（第８号様式）

　　・交付請求書（第１０号様式）

《添付書類》

・領収書の写し

・写真

・通帳の写し

* 事業実施（訓練等の実施、資機材購入）後、３０日以内に必ず報告してください。
* 実績報告前に自主防災組織から購入先へ購入代金を全額お支払いいただき、領収書の写しを提出していただく必要があります。
* 写真に関しては、訓練等の実施時（訓練等の風景）、資機材購入（購入物品）の写真を提出してください。
* 通帳の写しに関しては、口座番号、口座名義が明確にわかるものの提出をお願いします。

1. **補助金の額の確定及び送付**

* 補助金の交付決定額と確定額が異なった場合、市から額の確定通知書（第９号様式）を送付させていただき、後日その確定した金額を振り込ませていただきます。